

平成 2 8 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

印刷物番号

28-56

議案第 99 号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成 28 年 8 月 8 日に出された人事院の勧告等に基づき、一般職の職員の給与および勤務条件、議会の議員および市長等の期末手当ならびに非常勤職員の報酬について、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
 条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

付則第16項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200

11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200

40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		

69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					

98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条、第10条関係）

再任用職員行政職給料表

（単位 円）

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	186,900	214,400	254,400	273,800

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
1	178,200
2	184,800
3	191,700
4	198,700
5	205,800
6	212,600
7	219,600
8	226,000
9	232,200
10	237,700
11	246,300
12	252,000
13	258,800

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額		

1	245,200	330,500	395,500	470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400

30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700

59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	

88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第13条の2 第4条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職について、初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる場合において規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日以後35年以内の期間、規則で定める額を超えない範囲の額を、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定する職にある職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条第2項第5号中「身体または精神に著しい障害のある者」を「重度心身障害者」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号中「および孫」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第14条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

第15条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「場合」の次に「(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」を加え、同項第3号および第4号を削り、同条第2項中「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号または第3号」に改め、「(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)

および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級

職員等が8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第2項第10号を削る。

第28条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第28条の2中「第5条（第1項を除く。）」の次に「、第13条の2」を加える。

付則第16項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

別表第7 医師研究手当の項を削る。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 大東市長等の給与に関する条例(平成7年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条 大東市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

等級	報酬の額 (1月当たり)
初	191,700
1	195,300
2	200,500
3	205,800
4	211,200
5	216,100
6	221,300
7	224,500
8	229,300
9	233,700
10	237,700
11	242,400
12	246,100
13	249,800
14	254,100
15	259,300

16	263,300
17	268,000
18	272,800
19	277,100
20	281,600
21	286,600
22	288,300
23	289,900
24	291,600
25	293,300
26	294,800
27	296,600
28	298,200
29	299,900
30	301,300
31	302,800
甲	195,300

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

(大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例（平成7年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「規則で定める期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職給与条例第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職給与条例第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改める。

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条、第4条および第6条ならびに付則第3条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（大東市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）第28条第2項および付則第16項の改正規定を除く。）による改正後の一般職給与条例の規定および第7条の規定による改正後の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の非常勤報酬条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（一般職給与条例第28条第2項および付則第16項の改正規定に限る。）による改正後の一般職給与条例の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定および第5条の規定による改正後の大東市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給与等の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の一般職給与条例の規定に基づいて支給された給与（大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第32号。以下「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、同条の規定による改正後の一般職給与条例の規定による給与（平成26年改正条例付則第5条の規定による給与を含む。）の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職給与条例（以下「第2条改正後の一般職給与条例」という。）第15条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1

人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者または扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届

出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の一般職給与条例第15条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第5号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」とする。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第4条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第5条 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の大東市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正に伴う報酬の内払)

第6条 改正後の非常勤報酬条例の規定を適用する場合には、第7条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬(平成26年改正条例付則第12条の規定に基づいて支給された報酬を含む。)は、改正後の非常勤報酬条例の規定による報酬(平成26年改正条例付則第12条の規定による報酬を含む。)の内払とみなす。

(大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第8条の規定による改正前の大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、付則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「第1号施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第8条の規定による改正後の大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第1号施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(委任)

第8条 付則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。